

一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程

昭和46年10月1日	制定	平成2年4月1日	改正	平成16年12月20日	改正
昭和47年4月1日	改正	平成6年4月1日	改正	平成17年4月1日	改正
昭和49年4月1日	改正	平成7年4月1日	改正	平成17年10月21日	改正
昭和50年4月1日	改正	平成8年6月3日	改正	平成18年4月1日	改正
昭和51年4月1日	改正	平成9年4月1日	改正	平成19年4月1日	改正
昭和52年4月1日	改正	平成10年4月1日	改正	平成20年1月1日	改正
昭和54年4月1日	改正	平成10年7月1日	改正	平成20年7月1日	改正
昭和56年4月1日	改正	平成11年2月1日	改正	平成22年4月1日	改正
昭和57年4月1日	改正	平成11年4月1日	改正	平成25年7月1日	改正
昭和58年4月1日	改正	平成11年8月1日	改正	平成26年4月1日	改正
昭和59年4月1日	改正	平成12年4月1日	改正	平成27年7月1日	改正
昭和60年4月1日	改正	平成13年7月1日	改正	平成30年1月1日	改正
昭和61年4月1日	改正	平成14年4月1日	改正	平成31年1月1日	改正
昭和63年4月1日	改正	平成15年1月1日	改正		
平成元年4月1日	改正	平成16年4月1日	改正		

(趣 旨)

第1条 一般財団法人新潟県教職員互助会（以下「互助会」という。）運営規則第2条及び第9条の規定に基づく会員に対する貸付けに関しては、この規程の定めるところによる。

(貸付けの種類)

第2条 貸付けの種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 一般貸付

- ア 生活資金 会員が臨時に資金を必要とする場合
- イ 災害資金 会員が災害を受け復旧に資金を必要とする場合
- ウ 就学準備金 会員の子が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、大学（大学院含む）、若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に入学又は就学するための資金を必要とする場合
- エ 奨学資金 会員の子が学校教育法に定める大学（大学院除く）、短期大学、高等専門学校及び専修学校に就学し、若しくは修学中のため資金を必要とする場合
- オ 育児休業資金 会員が育児休業期間中に資金を必要とする場合
- カ 自動車資金 会員が、自動車（自動二輪車を含む）の購入に資金を必要とする場合
- キ 教育資金 会員の子が学校教育法第1条に規定する高等学校、大学（大学院含む）、若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校若しくはこれらに準じるものとして理事長の定める要件に該当する外国の教育機関に入学若しくは修学中のため資金を必要とする場合、会員自身の修学若しくは資格取得のため資金を必要とする場合又は会員自身の奨学金等の借換えをする場合

(2) 住宅貸付

- ア 住宅資金 会員が自己の用に供するため住宅の新築、増築、改築、修理若しく

は購入若しくは住宅の敷地の購入（以下「新築等」という。）に資金を必要とする場合又は新築、増築、改築、修理のために金融機関等から借り受けた資金の借換えをする場合

住宅の敷地を購入するため貸付けを受けようとする場合は、その敷地に貸付けの日から5年以内に自己の用に供する住宅を建築することが条件となる。

イ 住宅災害資金 会員が自己の用に供している住宅が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害（理事長が指定するものに限る。）により2分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合

（貸付けの制限）

第3条 会員の資格を取得してから6か月を経過しなければ、貸付けは行わない。ただし、一般財団法人新潟県職員互助会及び一般財団法人新潟県警察職員互助会の会員であった者が、引き続き会員となる場合については、この限りでない。

2 貸付けは、毎月償還金額の合計額が給料月額（給料の月額（調整額を含む。）及び教職調整額の合計額）の10分の3を超えない範囲とし、次条の規定により貸付を行う場合を除き、前条各号に掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれ1口に限り行うものとする。

3 住宅貸付は、定年退職予定5年以内の場合又は休職、休業等による無給者の場合は、貸付けは行わない。

4 一般貸付は、休職、休業等による無給者の場合は、貸付けは行わない。

5 災害資金及び住宅災害資金の貸付けは、当該災害について一般財団法人新潟県教職員互助会給付規程第12条第1項に規定する災害見舞金（以下「災害見舞金」という。）の給付を受けた会員に限り行うものとする。

6 教育資金及び住宅資金以外の貸付けは、金融機関等から借り受けた資金の借換えのためには行わない。

7 理事長が償還の確実性がないと認めた場合には、貸付けは行わない。

（借受人への貸付け）

第3条の2 理事長は借受人に対して、同じ種類の貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができる。ただし、既借入金の返済回数が24回未満の場合は貸付けない。

（貸付金の額）

第4条 貸付金の額は、貸付けの種類に応じ次の各号に掲げるものとする。

(1) 一般貸付

- | | |
|----------|------------------------------|
| ア 生活資金 | 10万円単位とし、200万円以内とする。 |
| イ 災害資金 | 10万円単位とし、100万円以内で損害額の範囲内とする。 |
| ウ 育児休業資金 | 10万円単位とし、60万円以内とする。 |
| エ 自動車資金 | 10万円単位とし、300万円以内で契約額の範囲内とする。 |
| オ 教育資金 | 10万円単位とし、300万円以内で必要額の範囲内とする。 |

(2) 住宅貸付

- ア 住宅資金 10万円単とし、次に掲げる額以内で、契約額の範囲内とする。
貸付日時点の給料月額×5年後の退職手当支給率（自己都合）+200万円

ただし、1,000万円を限度とする。

イ 住宅災害資金 10万円単位とし、200万円以内で契約額の範囲内とする。

(利率)

第5条 貸付金の利率は変動金利とし、貸付けの種類に応じ次の各号に掲げるものとする。

(1) 一般貸付

ア 生活資金	年利1.31パーセント (月0.1091パーセント)
イ 災害資金	無利息
ウ 就学準備金	年利1.17パーセント (月0.0975パーセント)
エ 奨学資金	年利1.17パーセント (月0.0975パーセント)
オ 育児休業資金	年利1.17パーセント (月0.0975パーセント)
カ 自動車資金	年利1.30パーセント (月0.1083パーセント)
キ 教育資金	年利1.17パーセント (月0.0975パーセント)

(2) 住宅貸付

ア 住宅資金	年利0.96パーセント (月0.08パーセント)
イ 住宅災害資金	年利0.83パーセント (月0.0691パーセント)

ただし、金融動向にきめ細かく対応できるよう年利0.5パーセント以内の変更は、理事長の専決で決定できるものとし、0.5パーセントを超える変更は、理事会の議決をもって決定する。

2 前項の貸付利率を改正した場合（前項ただし書で変更した場合も含む）は、その改正後の利率の適用を受ける日以降の利息については、改正後の利率を適用する。

3 理事長は、専決で利率を変更した場合は、次の理事会に報告しなければならない。

(利率の特例)

第6条 削 除

(貸付けの申込み)

第7条 貸付けの申込みをする者（以下「申込人」という。）は、貸付けの種類に応じた別に定める貸付申込書に必要書類を添付の上、所属長を経由して理事長に提出するものとする。貸付けの申込期間は次表のとおりとし、添付書類は別表1のとおりとする。

貸付けの種類	申 込 期 間
生 活 資 金	随 時
住 宅 資 金	随 時
住 宅 災 害 資 金	理事長が指定する期間
災 害 資 金	災害発生後2年以内
育 児 休 業 資 金	随 時
自 動 車 資 金	随 時
教 育 資 金	随 時

(一般貸付保険)

第8条 互助会が保険会社との間で「官公庁等共済組合一般資金貸付保険」の契約を締結している場合は、住宅資金及び住宅災害資金の貸付け以外の貸付けを受ける会員は、当該保険の適用を受けなければならない。

2 前項の規定の適用を受けるために要する費用は、互助会の負担とする。
(住宅貸付保険)

第9条 互助会が保険会社との間で「官公庁等共済組合住宅資金貸付保険」の契約を締結している場合は、住宅資金及び住宅災害資金の貸付けを受ける会員は、当該保険の適用を受けなければならない。

2 前項の規定の適用を受けるために要する費用は、互助会の負担とする。
(団体信用生命保険)

第9条の2 会員は、貸付けを受けるに当たっては、互助会が契約している団体信用生命保険の適用を受けることができる。

2 前項の規定の適用を受ける借受人は、団体信用生命保険の保険料相当額を理事長が定めるところにより負担しなければならない。

(貸付けの審査決定等)

第10条 理事長は、貸付申込書の提出を受けたときは、実情を審査し貸付資金の状況を考慮の上、次の各号に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 貸付けの決定をしたときは、貸付決定通知書及び貸付金償還表を所属長を経由して申込人に送付し、貸付けの種類に応じた借用証書と引換えに申込人あて貸付金を送金するものとする。

(2) 貸付けをしないと決定したときは、その理由を所属長を経由して申込人あて通知するものとする。

(奨学資金の送金等)

第11条 奨学資金は1年分をまとめ、大学等の正規修業期間中6月に送金する。なお、正規修業期間には、大学院又は実地修練及び特別技能教育等のための修業期間を含まないものとする。

(奨学資金貸付けの休止)

第12条 奨学資金の貸付対象者(以下「奨学生」という。)が疾病等やむを得ない理由で休学したときは、その旨理事長に届出るものとし、休学期間中は、奨学資金の交付を休止する。

(奨学資金貸付けの停止)

第13条 会員又は奨学生が次の各号の一に該当することとなったときは、その旨理事長に届出るものとし、奨学資金の交付は停止する。

(1) 借受人が会員の資格を失ったとき。

(2) 会員が奨学資金の借入を辞退したとき。

(3) 奨学生が傷病又は学業成績不良等の理由により退学するに至ったとき。

(4) 奨学生が死亡したとき。

(5) その他理事会が奨学資金を貸付けることが適当でないと認めたとき。

(完了報告)

第14条 住宅資金及び住宅災害資金の借受人は、新築等が完了したときは、直ちに、その旨を理事長に報告しなければならない。

2 住宅の敷地のみを購入するための住宅資金及び住宅災害資金の借受人は、当該敷地に住宅を建築したときは、直ちに、その旨を理事長に報告しなければならない。

3 前2項の規定による報告は、別に定める完了報告書に所定の必要書類を添付の上、所属長を経由して理事長に提出するものとする。

(償 還)

第15条 借受人は貸付金を、貸付日の属する月の翌月から、元利均等方式で各月末日までに償還しなければならない。

ただし、奨学資金については、大学等の正規の修業期間終了日の属する月の翌月から償還を開始することとし、修業期間中の利息は、償還開始月以降最初に到来する6月の期末手当及び勤勉手当（以下「ボーナス」という。）から一括控除するものとする。

2 前項の規定による償還（以下「毎月償還」という。）は、次の表の掲げる貸付けの種類に応じ、同表の掲げる償還回数の範囲内で借受人の希望する償還回数（奨学資金は貸付月数と同月数）により行うものとする。

貸 付 け の 種 類	償 還 回 数
生活資金、就学準備金、育児休業資金	50回以内
災害資金（貸付元金のみ返済）	50回以内
自動車資金	72回以内
教育資金	100回以内
奨学資金	貸付月数と同月数
住宅資金	240回以内
住宅災害資金	200回以内

3 貸付額が100万円以上である者は、その一部を毎月償還のほか、貸付日の属する月後、最初に到来するボーナスの支給月から、ボーナスの支給月ごとに元利均等額で償還することができる。ボーナス償還に係る貸付金の額は、貸付金の額の2分の1以内とし、10万円を単位とする。

4 ボーナス償還の回数は、毎月償還の償還回数を6で除して得た回数（1回未満の端数があるときは、これを切り捨てる）の範囲内で借受人の希望する償還回数により行うものとする。

(償還の特例)

第16条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、各号に掲げるところによる。

(1) 借受人が育児休業、介護休業、修学部分休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業又は私傷病による休職の承認を受けた場合において、別に定める償還猶予申出書に休業又は休職の辞令書の写しを添付して所属長を経由して理事長に提出したときは、当該休業又は休職の期間の範囲内で償還を猶予することができ、当該猶予期間中の利息は無利息とする。

この場合の償還方法は、猶予期間終了月の翌日から、猶予前に引き続き償還するものとする。ボーナス償還併用者で猶予期間内にボーナス償還月が含まれているときは、猶予期間終了月後、最初に到来するボーナスの支給月から、猶予前に引き続き償還するものとする。

(1)の2 借受人が第2条第2号の2に規定する損害を受け、当該災害について災害見舞

金の給付を受けた場合において、理事長が指定する期間に別に定める償還猶予申出書を所属長を経由して理事長に提出したときは、住宅資金及び住宅災害資金の貸付けに限り、12か月の範囲内で償還を猶予することができる。

この場合の償還方法は、前号の規定を準用する。

- (2) 借受人は、未償還金の一括償還又は一部繰上償還（以下、「一括償還等」という。）をすることができる。

ただし、一部繰上償還の場合の償還額は、次に掲げる以上の額とする。この場合において、ボーナス併用償還にあつては、当該償還額の2分の1以上の額をボーナス償還に係る償還額としなければならない。

ア 毎月償還 10万円

イ ボーナス併用償還 20万円

- (3) 借受人が会員の資格を失ったときは、未償還金を直ちに一括償還するものとし、償還に際しては、一般財団法人新潟県教職員互助会会員退会給付金給付規程に基づく会員退会給付金を充当することができる。
- (4) 前号の規定にかかわらず、一般財団法人新潟県職員互助会又は一般財団法人新潟県警察職員互助会に引き続き加入することとなるときは、別に定めるところによる。
- (5) 申込みの内容に偽りのあることが認められたときは、借受人は未償還金を直ちに一括償還しなければならない。
- (6) 借受人が前号のほかこの規程に違反したときは、未償還金を直ちに一括償還しなければならない。ただし、理事長がやむを得ないと認めたときは、その定めるところにより、支払うことができる。

（一括償還等の利息算定の基礎期間）

第17条 一括償還等の場合の利息算定の基礎となる期間は、既に払い込まれた最後の定期償還の償還期限の翌日から起算し、その期間に1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算する。

- 2 一括償還等の場合に算定した利息に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（延滞利息）

第18条 第15条に規定する期限までに貸付金が償還されないときは、その未償還金に対し、当該償還期限の翌日から、月割りで次の延滞利息を付すものとする。ただし、理事長がやむを得ないと認めたときは、その限りではない。

年利 7.3パーセント（月 0.608パーセント）

- 2 第16条の規定による一括償還においては、次の各号による。

- (1) 同条第2号、第5号及び第6号では、未償還金に対し、既に払い込まれた最後の定期償還期限の翌日から、月割りで前項に掲げる延滞利息を付すものとする。
- (2) 同条第3号では、未償還金に対し、既に払い込まれた最後の定期償還期限の翌日から2月経過した日から、月割りで前項に掲げる延滞利息を付すものとする。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日以前に貸付けを受けた者の貸付金の償還については、なお、従前の償還表を適用する。

附 則

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程第7条の2の規定によらないで住宅資金の貸付けを受けた者の連帯保証人については、改正後の第7条の2第1項の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 第14条第3項の規定する別表1については、特例として別表1の2を適用する。
- 3 この規程の施行日前に貸付けた住宅資金、生活資金、結婚準備金、就学準備金、海外旅行資金の貸付金に係わる施行日から新適用期間終了の日までの間における償還は、施行日の前日における当該貸付金に係わる未償還元金と未償還利息を、同日に貸付け、同日における当該貸付金に係わる未償還回数で施行日以後に償還するものとみなして、改正後の別表1の償還表により読み替えられた施行後の別表1の2の償還表を適用して行うものとする。
- 4 奨学資金、育児休業資金の施行日以前に貸付けを受けた者の貸付金の償還については、なお、従前の償還表を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第14条第3項に規定する別表1については、特例として別表1の2を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
ただし、第14条第3項の規定については、平成10年7月1日から施行する。
- 2 第14条第3項に規定する別表2については、特例として別表2の2を適用する。

附 則（平成10年12月16日）

- 1 この規程は、平成11年2月1日から施行する。
- 2 第14条第3項に規定する別表1については、特例として別表1の3を適用する。

附 則（平成11年3月18日）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第14条第4項に規定する別表1の4については、特例として別表3を適用する。

附 則（平成11年6月14日）

- 1 この規程は、平成11年8月1日から施行する。
- 2 第14条第3項に規定する別表1については、特例として別表1の5を適用する。
第14条第3項に規定する別表2については、特例として別表1の7を適用する。
第14条第4項に規定する別表1の4については、特例として別表1の6を適用する。

附 則（平成12年3月16日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月4日）

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年12月20日から施行する。
- 2 第14条第2項及び第3項に規定する別表4については、特例として別表4の2を適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月21日から施行する。
- 2 平成17年10月21日改正に伴う第6条に規定する災害資金の申込期限は、施行日前の災害についても適用するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第14条第3項に規定する就学準備金の別表2の適用については、平成18年4月1日以降の貸付け及び償還から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第17条は、平成19年4月1日からの貸付けに適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 第14条第3項に規定する別表1については、特例として別表1の8を適用する。
第14条第3項に規定する別表2については、特例として別表2の3を適用する。
第14条第3項に規定する別表4については、特例として別表4の3を適用する。
第14条第4項に規定する別表1の4については、特例として別表1の9を適用する。
- 3 平成20年1月1日以降の貸付け及び償還については、前項の別表1の8を別表1の10に、別表2の3を別表2の4に、別表4の3を別表4の4に、別表1の9を別表1の11に読み替える。

附 則

- 1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 第14条第3項に規定する別表1については、特例として別表1の12を適用する。
第14条第3項に規定する別表2については、特例として別表2の5を適用する。
第14条第3項に規定する別表4については、特例として別表4の5を適用する。
第14条第4項に規定する別表1の4については、特例として別表1の13を適用する。
- 3 平成20年1月1日以降の貸付け及び償還については、前項の別表1の12を別表1の14に、別表2の5を別表2の6に、別表4の5を別表4の6に、別表1の13を別表1の15に読み替える。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 第2条第1項第4号に規定する就学準備金及び第5号に規定する奨学資金の新規の申込は平成25年6月30日までとし、以後は受け付けない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第15条の改正は同年4月1日から施行する。

別表 1

貸付けの種類	添付書類
生活資金	なし
災害資金	なし
育児休業資金	産前休暇をとることがわかる書類（休暇簿の写し等） 育児休業の辞令書の写し（休業後に提出）
自動車資金	売買契約書（注文書でも可）の写し
教育資金	<p>(1) 進学の場合は、合格通知書又は入学許可書の写し</p> <p>(2) 在学中の場合は、在学証明書原本</p> <p>(3) 会員の修学又は資格取得の場合で上記(1)、(2)の提出が困難な場合は、入学金、授業料等の必要経費が証明できるものの写し</p> <p>(4) 申込額が100万円を超える場合は、教育資金貸付申込額算定書（貸付第9-2号様式）及びその根拠資料</p> <p>(5) 外国の教育機関の場合は、理事長が定める要件に該当することが証明できる書類（様式第9-3号）又はこれに準ずる書類（必要に応じて日本語の翻訳文を添付）</p> <p>借換えの場合は、教育資金貸付申込額算定書（貸付第9-2号様式）及び以下を加える。</p> <p>(1) 現在貸付けを受けている金融機関等との金銭消費貸借契約書又は借用証書の写し（借入日、借入期間及び借入金額が記載してあるもの）</p> <p>(2) 返済予定表又は残高証明書</p> <p>(3) 口座振替の場合は、返済用口座の通帳の写し（返済用口座の名義人、口座番号及び申込月の直近6か月までの返済状況が分かるページ）</p> <p>(4) 給与天引きの場合は、給与明細及び賞与明細（直近1回）</p> <p>(5) 現在貸付けを受けている金融機関等からの完済した旨を証する押印のある金銭消費貸借契約書の写し等の貸付金が完済若しくは返済に充当されたことを証する書類（入金後）</p>
住宅資金 住宅災害資金	資金計画書（貸付第2-2号様式）及び別表に掲げる書類
全種類共通	貸付けの審査にあたり理事長が必要と認める書類

〔別表〕

申 込 事 由		添 付 書 類
住 宅	新築 全面改築	(1) 建築確認を必要とする地域は、確認済証の写し及び確認申請書の第1面から第5面の写し また、建築確認を必要としない地域は、建築工事届の写し及び市町村長又は建築主事の発行する建築確認不要証明書の写し (2) 工事請負契約書の写し（注1） (3) 敷地の登記簿謄本の写し（注2） (4) 住宅の平面図（間取りがわかるもの） * 土地が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は農地転用受理証明書の写し * 土地が会員以外の名義の場合は、土地の名義人の工事承諾書
	10㎡以上の 増築、改築	上記新築、全面改築に掲げる書類のほか （住宅の平面図は既存部分も必要） (5) 住宅の登記簿謄本の写し（注2） * 住宅が会員以外の名義の場合は、会員と住宅の名義人が同居していることを証明する書類（住民票の写し等）
	修理 10㎡以下の 増築、改築	(1) 工事請負契約書の写し（注1） (2) 住宅の登記簿謄本の写し（注2） (3) 住宅の平面図（修理等の箇所を朱書きで表示） * 住宅が会員以外の名義の場合は、住宅の名義人の工事承諾書
	購入 （土地付住宅、 マンション等）	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記簿謄本の写し（売主のもの）（注2） (3) 住宅の登記簿謄本の写し（売主のもの。住宅が建築中等で未登記の場合は、確認済証の写し又は検査済証の写し。）（注2） (4) 住宅の平面図（間取りがわかるもの） * 業者代理売買の場合は、売買委任状の写し等
敷 地	購入	(1) 売買契約書の写し (2) 敷地の登記簿謄本の写し（売主のもの）（注2） (3) 住宅建築に関する誓約書（貸付第2-3号様式） * 土地が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は農地転用受理証明書の写し * 業者代理売買の場合は、売買委任状の写し等
借換		(1) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し (2) 住宅及び敷地の登記簿謄本の写し（注2） (3) 現在貸付けを受けている金融機関等との金銭消費貸借契約書又は借用証書の写し（借入日、借入期間、借入金額及び住宅取

		<p>得に係る貸付けを受けていることが記載してあるもの)</p> <p>(4) 返済予定表又は残高証明書</p> <p>(5) 口座振替の場合は、返済用口座の通帳の写し（返済用口座の名義人、口座番号及び申込月の直近6か月までの返済状況が分かるページ）</p> <p>(6) 給与天引きの場合は、給与明細及び賞与明細（直近1回）</p> <p>(7) 現在貸付けを受けている金融機関等からの完済した旨を証する押印のある金銭消費貸借契約書の写し等の貸付金が完済若しくは返済に充当されたことを証する書類（入金後）</p> <p>(8) 抵当権が設定されている場合は、抵当権が抹消されたことが分かる書類（入金後）</p>
--	--	--

(注1) 契約金額が150万円以下の場合は、請書の写しをもって「工事請負契約書の写し」に代えることができる。

(注2) 登記簿謄本の写しは、6か月以内に発行されたものとする。